

京都市本人通知制度事前登録申請書

京都市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

宛先	京都市 区長	申請日	年 月 日
申請者の氏名 (通知対象者)	フリガナ	連絡先 (電話番号)	
生年月日	明・大・昭・平・西暦	年 月 日	
現住所	〒	—	
通知対象 (※1)	<input type="checkbox"/> 住所 (住民票)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	同一住所・本籍 <input type="checkbox"/> 有(※2) 編成日・住定日 年 月 除籍日・転出日 年 月
	<input type="checkbox"/> 本籍 (戸籍・附票)	本籍 筆頭者	同一住所・本籍 <input type="checkbox"/> 有(※2) 編成日・住定日 年 月 除籍日・転出日 年 月
	<input type="checkbox"/>		同一住所・本籍 <input type="checkbox"/> 有(※2) 編成日・住定日 年 月 除籍日・転出日 年 月
	<input type="checkbox"/>		同一住所・本籍 <input type="checkbox"/> 有(※2) 編成日・住定日 年 月 除籍日・転出日 年 月
	<input type="checkbox"/>		同一住所・本籍 <input type="checkbox"/> 有(※2) 編成日・住定日 年 月 除籍日・転出日 年 月

※1 上記の通知対象に記載された住民票及び戸籍のみが通知の対象となります。

※2 本籍、筆頭者が同一の戸籍等がある場合は「有」にチェックし、編成日等により対象となる戸籍を特定してください。チェックがない場合は最も新しいものが対象となります。

申請者本人以外の法定代理人又は代理人が申請する場合は、次の欄に記入してください。

代理人区分	<input type="checkbox"/> 法定代理人（ <input type="checkbox"/> 未成年者法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人） <input type="checkbox"/> 代理人		
代理人住所	<input type="checkbox"/> 申請者の現住所と同じ		
代理人氏名	フリガナ	連絡先 (電話番号)	
生年月日	明・大・昭・平・西暦	年 月 日	

注1 裏面に制度の説明及び注意事項を記載していますので、内容をよく読んで下記に署名してください。

2 次の書類を提示又は提出してください。

- 申請者又は代理人が、本人であることを証する書類（マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等）
- 法定代理人であるときは、その資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）、法定代理人以外の代理人であるときは委任状

■裏面の説明及び注意事項を読み理解しました。 署名(本人又は代理人) _____

※区役所使用欄

本人確認等	運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・住基カード・健康保険証 その他（ ） 委任状	受付	処理
住基戸籍処理	サイン入力・挟み込み		
受付区		登録日	年 月 日
登録区		廃止日	年 月 日
登録番号		廃止理由	廃止届・（ ）

裏面に注意事項が記載されていますので必ずお読みください。
印刷する場合はA4両面で印刷してください

本人通知制度について

必ずお読みいただき表面の同意欄に署名してください

1 本人通知制度とは

- (1) 本制度は、住民票の写しや戸籍謄・抄本等（以下「住民票の写し等」という。）を第三者等に交付した場合、事前に登録された方（以下「登録者」という。）に対し、その交付の事実を通知する制度です。

登録を受け付けた日の翌日以降に第三者等に住民票の写し等を交付したときは、交付日から30日を経過した日以降に登録者に京都市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。

※ 第三者等からの住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否をお問い合わせする制度ではありません。

- (2) 次の請求は通知の対象になりません。

- ア 登録者本人、同一世帯員からの住民票の写しの請求
- イ 登録者本人、同じ戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系の尊属卑属からの戸籍関係証明書
- ウ 国又は地方公共団体からの請求
- エ その他区長が特別な理由による請求であると認めた請求

- (3) 通知書では、次の事項をお知らせします。

- ア 交付年月日
- イ 交付証明書の種別
- ウ 交付通数
- エ 請求者の種別

※ 請求者の氏名や住所等の個人情報は記載されません。

※ 通知のあった交付請求について、京都市個人情報保護条例に基づき、交付請求書の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求を行った場合でも法人の名称や特定事務受任者^(*)の氏名等以外の第三者に関する個人情報については非開示となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

* 特定事務受任者とは弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。

2 事前登録について

- (1) 登録の申請受付は、住民票については住所地、戸籍及び附票については本籍地の区役所・支所の市民窓口課又は出張所で行います。（それぞれの区役所等への申請が必要です。）
- (2) 登録を希望する方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きすることができない場合は、代理人により登録を申し出ることができます。
- (3) 郵便又は信書便により登録を申し出ることができます。
- (4) 住所異動や戸籍の届出等により登録事項に変更が生じた場合は、住所異動や戸籍の届出とは別に、本制度における変更の届出が必要となります。なお、変更の届出を行わなかったことにより通知書が返戻された場合は登録を抹消します。
- (5) 登録の有効期間はなく、廃止の届出があるまで継続します。ただし、登録者が死亡又は失踪宣告を受けた場合、海外に転出した場合、住民票が職権消除された場合、住民票除票等が保存期間経過により廃棄された場合等は登録を抹消します。

3 その他

- (1) 登録事務等において、住民基本台帳及び戸籍等の内容を確認する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 本制度は住民票の写し等の不正取得による個人の権利利益の侵害を防止するとともに、住民票の写し等が第三者に交付された事実を知る権利を保障することを目的とする制度ですので、制度の趣旨を十分御理解いただき、制度の内容に同意のうえ、申請してください。

